

業務上、使用することができる設備及び機器等について、港区（以下「発注者」という。）が負担する物品及び経費等及び受託事業者（以下「受注者」という。）の負担で持ち込む物品等は、以下のとおりとする。

なお、業務履行の期間内において、発注者からの業務改善提案等によって、業務内容が変更されたことで、新たな設備、機器等が必要となった場合や不足する場合は、その都度、発注者と受注者が協議の上、定めることができるものとする。

（１）発注者が負担するもの

ア 設備、機器等

住民情報系システム端末	9 台
後期標準システム端末	2 台
プリンター	1 台
その周辺機器	

イ 備品等

執務机	10 席相当
事務椅子	10 脚
書庫	1 台

ウ 消耗品等

プリンター用紙（A4 版白紙、区専用帳票等）
 プリンター用トナー
 納付書用封筒
 事務用封筒
 返信用封筒

エ その他の経費

上記の物品等の使用料等（固定電話使用料、光熱水費）
 SMS に係る使用料及び通信費
 郵便料（本業務に付随するもの）
 発注者所有の空調機、シュレッダー、コピー機に係る経費

（２）受注者が負担するもの

ア 設備、機器等

固定電話機	8 台
留守番電話機	5 回線分
その設置、撤去に係る経費	

イ 備品及びその他消耗品等

従事者証
 ネームプレート